

那霸市私道整備補助金交付要綱

那 覇 市 役 所
建設管理部 道路管理課

那覇市私道整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私道の整備工事（以下「工事」という。）を行う者に対する補助金の交付に関し、那覇市補助金等交付規則（昭和52年那覇市規則第34号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象)

第2条 補助金は、次の要件を満たした私道の工事を行う者で市長が認めるものに対して、予算の範囲内で交付するものとする。

(1) 道路法（昭和27年法律第180号）の適用をうけない道路で、現に一般交通の用に供されていること。

又は工事完了後一般交通の用に供することができる道路であること。

(2) 道路幅員（私有地と公有地が並行して一体的に利用されている場合は、合計幅員とする。）が、原則として3メートル以上であること。（工作物を撤去することにより3メートル以上確保できる場合を含む。）

(3) 行詰まり私道にあつては、延長35メートルを越えるものであること。

(4) 沿道に現に居住の用に供されている建物が4戸以上存し、かつ建物の所有者（1戸の建物の所有者が複数の場合は、1人とみなす。）が4人以上であること。

(5) 築造10年以上経過した私道であること。

(6) 工作物の補償は、建築基準法第42条第2項に基づく道路（以下「2項道路」という。）のうち幅員3メートル以内であること。

2 補助金の交付を受けて整備した私道については、さらに同一箇所同一工事の種類補助を受けることが出来ない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(工事の種類)

第3条 補助金交付の対象となる工事の種類は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ別図に掲げる構造でなければならない。ただし、現地の状況により別図の構造と同等以上の効用がある場合は、これによらないことができる。

(1) 舗装工事

(2) 側溝工事

(3) 土留擁壁工事(道路保護を目的とするものに限る。ただし2項道路に接する角地については、敷地保護を目的とすることができる。)

(補償対象工作物の種類)

第4条 補助金交付の対象となる補償対象工作物の種類は、2項道路に接するもののうち次に掲げるものとし、それぞれ別図に掲げるものとする。

(1) 墓

(2) 塀(建築申請のない敷地であること。)

2 片側を補償することにより幅員3メートルを確保することができる場合は、補償費が安価な工作物であること。

3 塀を再築する場合は、道路の中心線から2メートル以上後退すること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、市長が別に定める標準設計による工事に要する費用(以下「標準工事費」という。)を補助対象工事費(当該工事費が標準工事費に満たないときは当該工事費を補助対象工事費とする。以下同じ。)とし、この補助対象工事費に10分の9を乗じて得た額以内とする。

2 前項の補助金の額は、500万円を超えないものとする。

3 第1項の規定により算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(特別補助)

第6条 市長は、この要綱による補助金の交付を受けて行う工事に要する経費を負担する者が、生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号に規定する生活扶助を受けている場合には、第4条の規定にかかわらず、市長が認定した額を補助するものとする。

(補助事業承認の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ私道整備補助事業承認申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 代表選任書(第2号様式)
- (2) 位置図(2500分の1程度)
- (3) 平面図(500分の1程度)

2 前項の補助事業承認の申請は、補助事業の参加者の同意に基づく代表者をもってしなければならない。

(補助事業の承認)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類審査、現地調査等を行い、事業を承認すべきものとみとめたときは、私道整備補助事業承認通知書(第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の書類審査及び現地調査等の結果により事業を承認することが不適当と認めるときは、当該申請者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により当該事業の承認をする場合において必要と認めるときは、承認に関する条件を付するものとする。

(補助金交付の申請)

第9条 前条第1項の規定により私道整備補助事業承認通知書をうけた者は、私道整備補助金交付申請書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長の指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 私道整備補助事業承認通知書の写し
- (2) 権利者に関する調書及び整備承諾書(第5号様式)
- (3) 標準断面図(20分の1～30分の1程度)
- (4) 舗装面積求積図(20分の1～30分の1程度)
- (5) 構造図(10分の1程度)
- (6) 工事見積書
- (7) 私道の土地登記簿謄本

(8) 前各号のほか市長が必要と認める書類

(着手届及び完了届)

第10条 補助事業を行う者は、補助事業に着手したとき又は完了したときは、直ちに補助事業着手、完了届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(維持管理)

第11条 補助事業の参加者は、この要綱による補助金の交付を受けて整備した私道の機能を損なわないように維持管理を行わなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付則

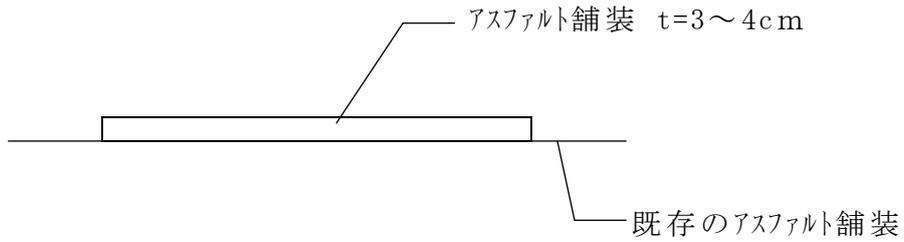
この要綱は、平成4年5月19日から施行する。

付則

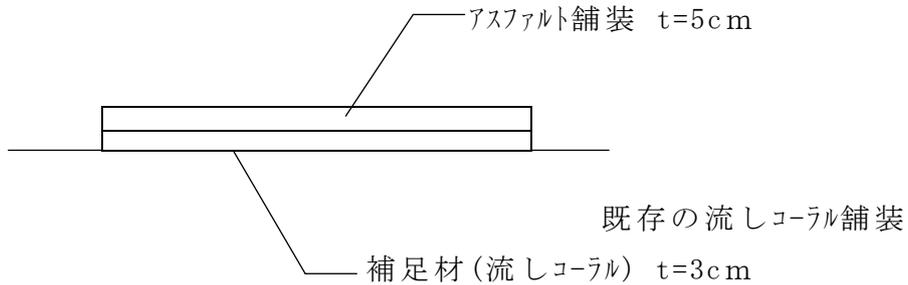
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

1 舗 装 工 事

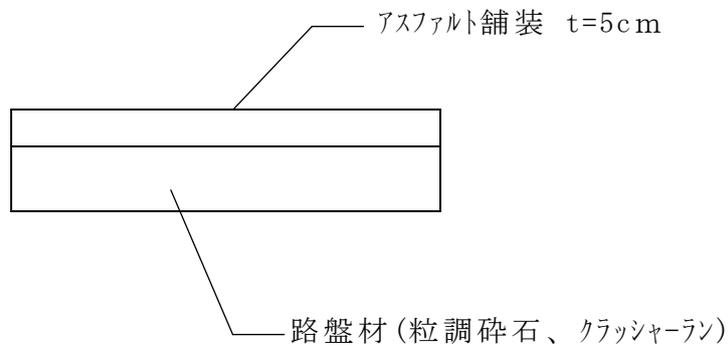
- (1) Aタイプ舗装 オーバーレイの場合
(既存のアスファルト舗装をはぎとらないで使用)



- (2) Bタイプ舗装 路盤を不陸整正する場合
(既存の流しコーラル舗装を路盤として使用)

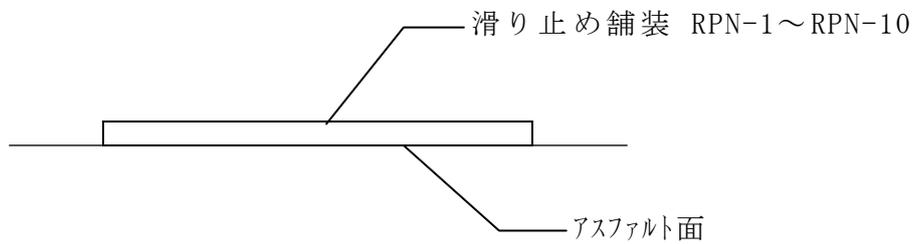


- (3) Cタイプ舗装 路盤を必要とする場合

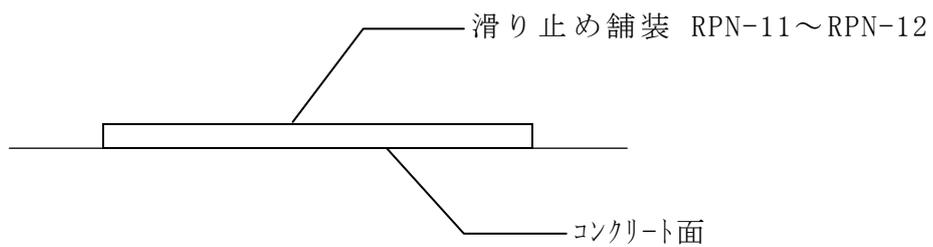


※舗装厚については沖縄県技術管理課 土木工事設計要領 道路編「表層と基層を加えた最小厚さ」表より採択。

(4) Dタイプ舗装 滑り止め舗装の場合
(アスファルト面上に使用)



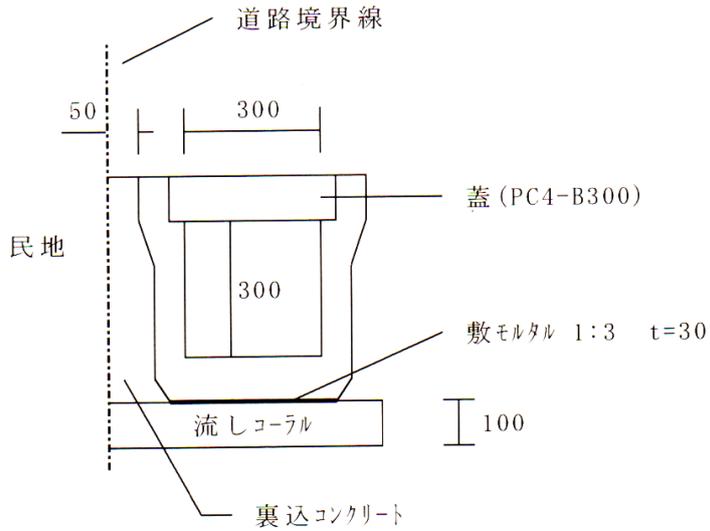
(5) Eタイプ舗装 滑り止め舗装の場合
(コンクリート面上に使用)



2 側 溝 工 事

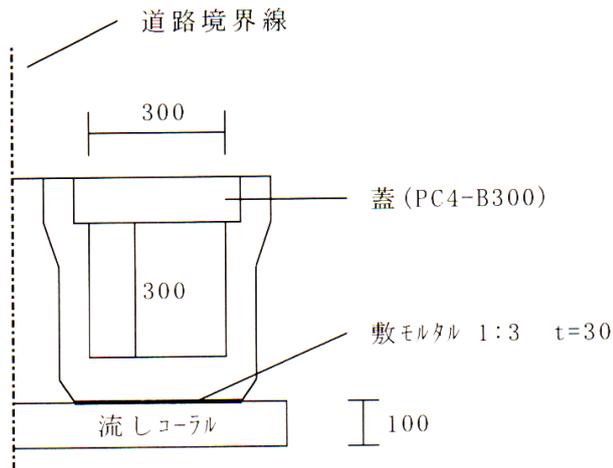
(1) P U 型側溝 P U 3 使用 (民地側にブロック塀等がある場合)

※必要に応じ、P U 3 G (T-20 ホルト式グレーチング付) 使用



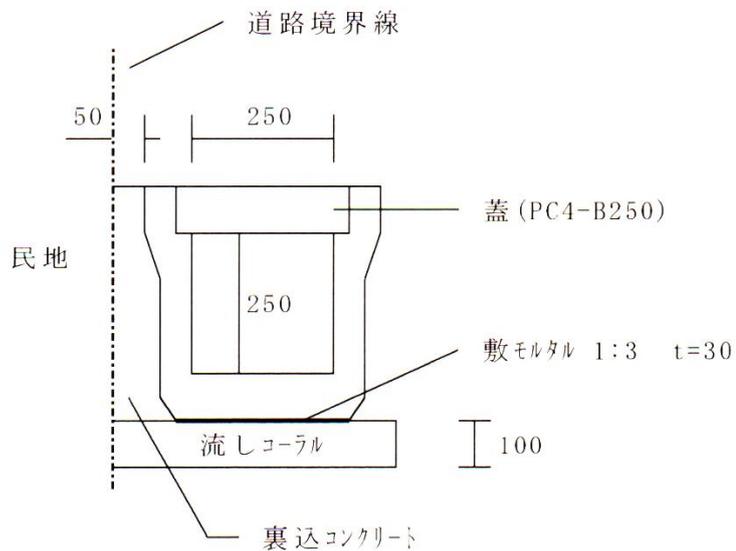
(2) P U 型側溝 P U 3 使用

※必要に応じ、P U 3 G (T-20 ホルト式グレーチング付) 使用



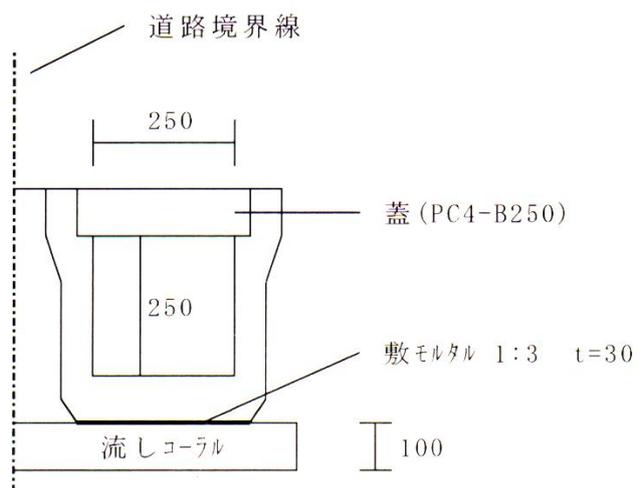
(3) P U型側溝 P U 3 使用 (民地側にブロック塀等がある場合)

※必要に応じ、P U 3 G (T-20 ホルト式グレーチング付) 使用

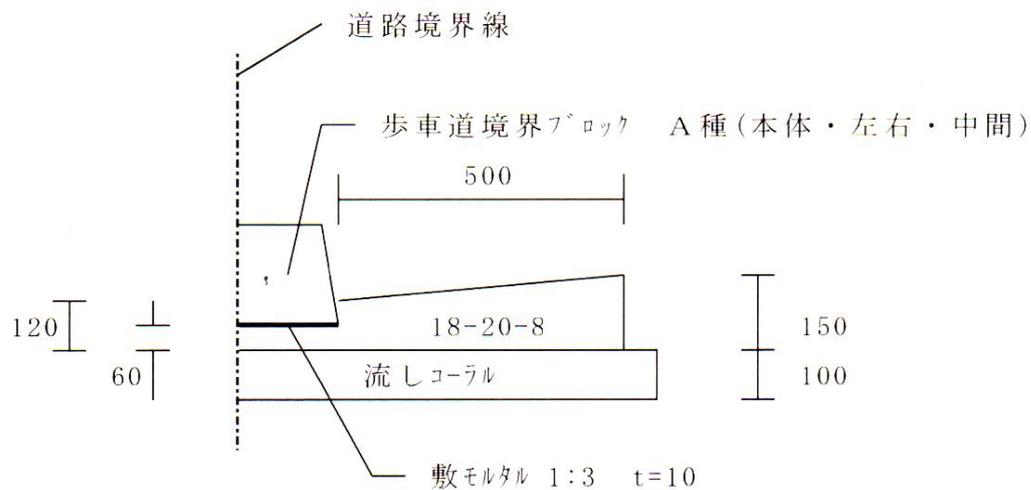


(4) P U型側溝 P U 3 使用

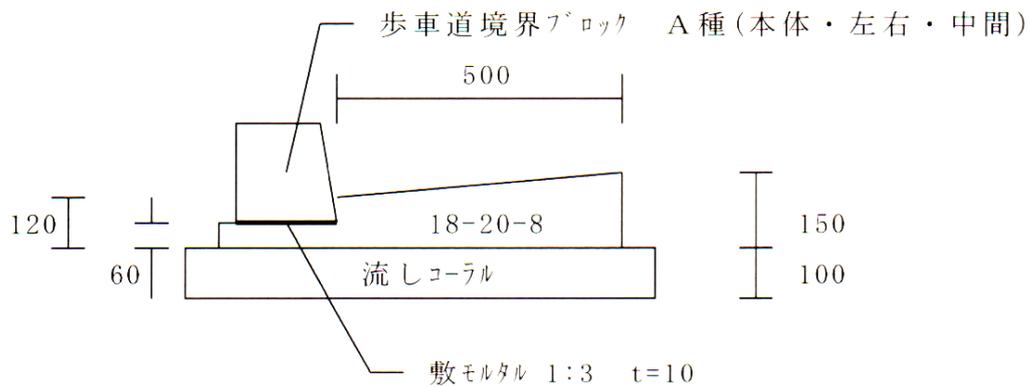
※必要に応じ、P U 3 G (T-20 ホルト式グレーチング付) 使用



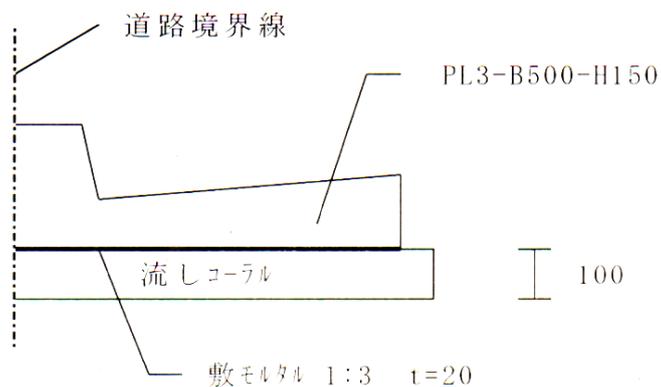
(5) L型側溝 歩車道境界ブロック使用



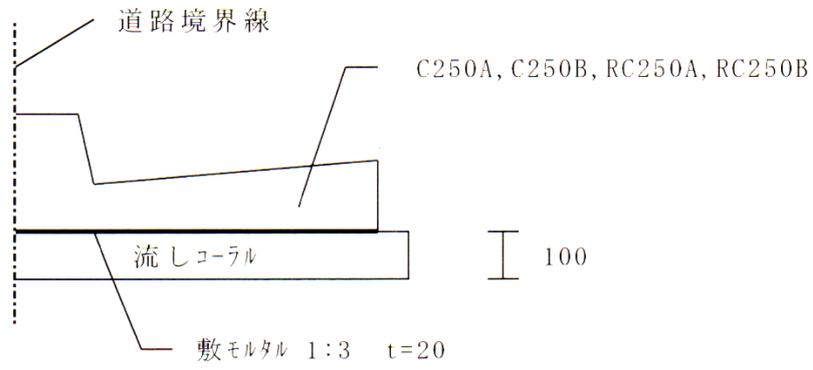
(6) L型側溝 歩車道境界ブロック使用



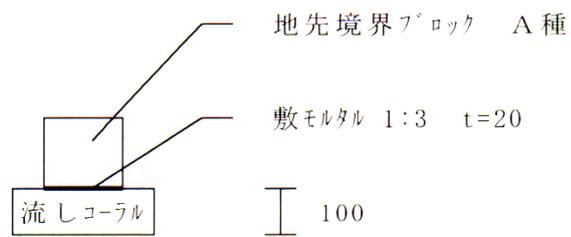
(7) L型側溝 PL3使用



(8) L型側溝 鉄筋コンクリートL型 (JIS A 5306)使用



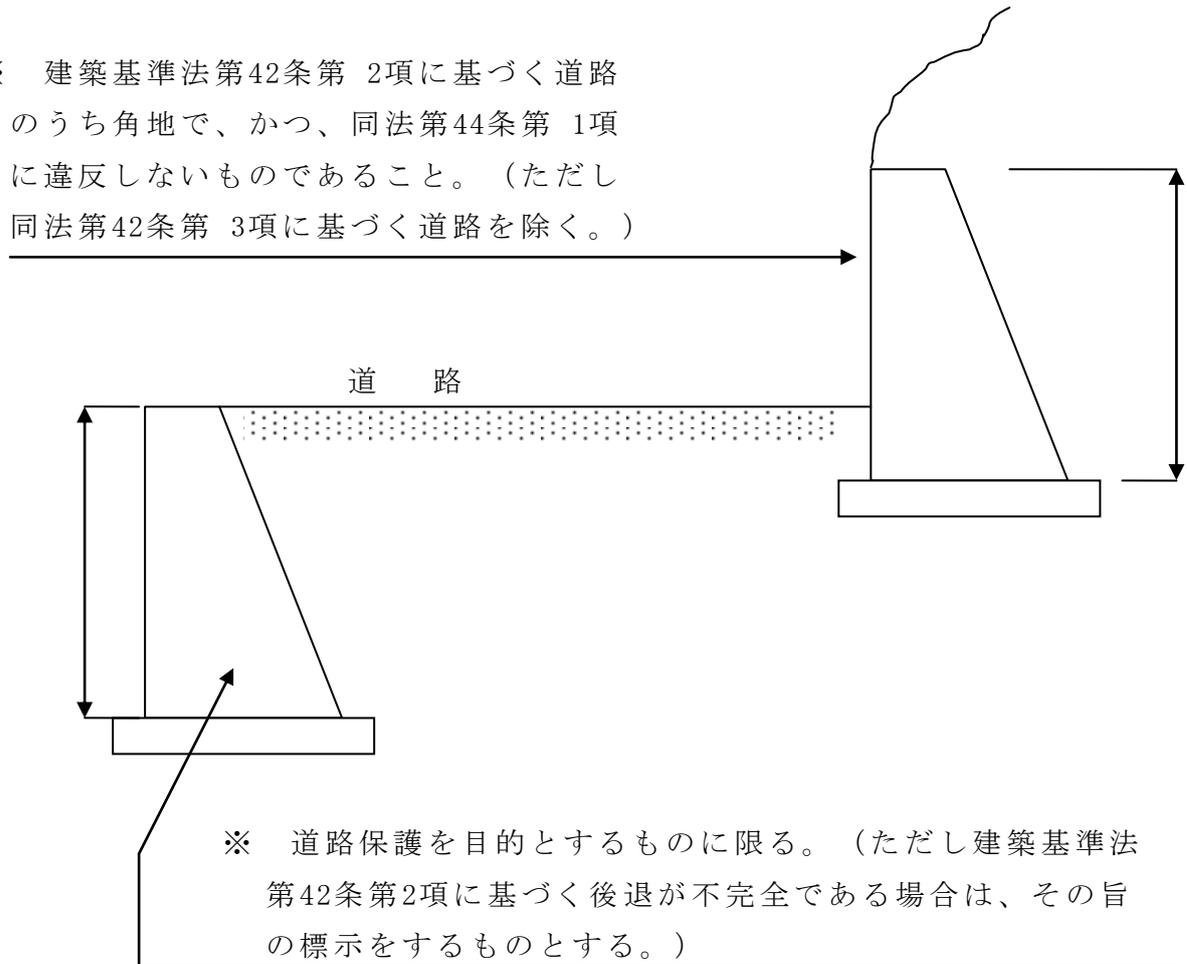
(9) 地先境界ブロック



3 土留擁壁工事

※ 建設省制定の「土木構造物標準設計」に準ずる。

※ 建築基準法第42条第2項に基づく道路のうち角地で、かつ、同法第44条第1項に違反しないものであること。（ただし同法第42条第3項に基づく道路を除く。）



擁壁高は、1.5m以下とする。

4 補償対象工作物

1. 墓
2. 塀

※ 整備する道路は、2項道路であること。

